

平成18年7月7日
周南社協要綱第71号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
善意銀行地域福祉費配分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が善意銀行一般寄付金収入を財源として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の事業を助成することを目的とした善意銀行地域福祉費（以下「配分金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付先)

第2条 配分金の交付先は、各地区社協とする。

(配分金額の算出)

第3条 配分金額は、善意銀行一般寄付金収入の当該年度合計の2割を総額とし、その7割を均等割、3割を各地区の世帯数を基礎とする世帯割により算出するものとする。なお、世帯数は原則として各年度の6月1日現在の数によるものとする。

(交付期日等)

第4条 交付期日及び入金集計期間は、原則として下記の通りとする。

(1) 10月末日（4月～9月末日入金分）

(2) 4月末日（10月～3月末日入金分）

(地区社協設立時の取扱)

第5条 年度の途中において新しく地区社協が設立された場合には、第3条及び前条の規定にかかわらず、次のように取り扱うものとする。

(1) 設立年度における第3条の配分金額は、同条において算出した額に設立の日の属する月から年度末までの月数を乗じたものを12で除した額とする。

(2) 前号の配分金は、前条第2号の期日に交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。